

# 第21回 JDA 秋季ディベート大会決勝戦

論題：日本は死刑制度を廃止すべきである

期日：2018年11月4日（日）

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 401号室

肯定側：前園（前多啓一・園山幸一）

否定側：MUKT（村上真悟・極山大樹・内堀翔一郎）

ジャッジ：園城浩行・神永誠・後藤久里子・榊原陽介・師岡淳也

結果：5-0 肯定側

ベストディベーター：前多啓一（前園）

## ■肯定側第一立論：園山幸一（前園）

### 論点 A 人権の性質

我々は、社会の秩序を守るために権力という仕組みをつくりました。代わりに、権力によって不当に虐げられることがないよう、人権によって自身を守ることを約束しました。

アムネスティ・インターナショナル

「権力は、どのような社会においても、かならず生まれます。秩序をつくるために権力が必要なことも少なくありません。警察がいなければ、強盗や泥棒から身を守るのは大変です！でも、権力はよく乱用されます。〔中略〕何も策を講じなければ、弱い側は虐げられる一方になりかねません。そこで、権力関係の中でも人間の尊厳が守られるように、弱い側が「人権」という概念を生み出したのです。」<sup>1</sup> 終わり。

したがって、犯罪者であっても、公共の福祉に反する、つまり、権利を行使することが、だれかの人権を侵害するという構図がない限り、人権を制約することはできません。

元参議院議員、中山、96

「たとえば、日本国憲法はこんなふうになっている。『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする』これに沿っていえば、公共の福祉に反するので、泥棒は行動の自由を奪われても仕方がない。しかし、そうした制限は必要最小限に限る。〔中略〕そして、本当に泥棒をして投獄されている人にも、人権はある。だから、公共の福祉に特に反するわけではないのに、やたらに彼らの自由を奪うような刑があってはならない。」<sup>2</sup> 終わり。

### 論点 B 公共の福祉による制約

この、公共の福祉によって人権を制約する場合にも、単に功利主義的に比較衡量することは許されず、自分の権利が誰のどのような権利を侵害しているのかについて具体的に検証されなければなりません。

一橋大教授、山内、2002年

「人権を「公共の福祉」によって制限できるかどうかは個別具体的な人権規定の内容や性格に照らして判断することが必要であり、また人権を制限する場合にも、その根拠となる「公共の福祉」の具体的な内容がいかなるものであるかは、抽象的にではなく、具体的に検証されなければならないのである。たとえば、憲法第36条は「公務員による拷問」を「絶対に」禁止しており、「公共の福祉」によって拷問を正当化することは絶対にできないのであり、このことは学説上も一般に承認されているところである。」<sup>3</sup> 引用を中断します。

そして、中でも死刑が奪おうとする生命は、最も基本的かつ最優位にある人権であり、生命以外の権利や公益のために剥奪するという事は認められません。

1 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）「私たちの生活を支えている「人権」と「権利」」

（[https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what\\_is\\_human\\_rights/our\\_life\\_and\\_human\\_rights.html](https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what_is_human_rights/our_life_and_human_rights.html)）

2 中山千夏（元参議院議員）『ヒッターでも死刑にしないの？』築地書館、1996年11月27日 pp.68-71

3 山内敏弘（一橋大名誉教授）「生命権と死刑制度」『一橋法学』1号（2002年3月）pp.39-40

再開します。

「これとほぼ同じことは、生命権についても基本的に当てはまるといってよいと思われる。憲法第13条が保障している生命権は、もろもろの基本的な人権の中でも最も基本的な人権であり、その剥奪は他のすべての人権の剥奪をもたらすものである。その意味では、生命権はもろもろの人権の中でも最優位にある人権であり、他の人権保護とか抽象的な公益保護を理由として生命権を剥奪することは許されないというべきである。」<sup>4</sup>終わり。

#### 論点C 正当化されない死刑

しかし、死刑については、死刑囚が活着していることで他の生命を侵害するという構造が存在しないため、正当化できません。

立命館大教授、生田、2015年

「生命権を「生きる権利」と解し、死刑を公共の福祉による生命権の制限と解すると、常態において「生きること」が「公共の福祉」に反するとはどういうことかが問題となる。一人の人間が常態において「生きること」がなぜに公共の福祉に反することになるのかということである。正当防衛による殺人が許されるのは、その他害行為を防止するにはその人を殺害せざるをえないからである。人権相互の内在的制約原理としての公共の福祉がそこでは妥当する。しかし、そのような関係は死刑との間にはない。」<sup>5</sup>終わり。

どういうことか。まず、誰かを殺した人がいたとしても、その人を野放しにすると殺人が繰り返される可能性があるから、更生するまで釈放しないという必要はある。しかし、その者の命まで奪うという必要はないため、死刑は正当化されない、ということです。

アムネスティ・インターナショナル、2007年

「再犯防止の方法としての死刑は、効果がある方法とはいえません。死刑とは、すでに投獄され、社会から排除されている囚人にのみ執行されるものです。もはや社会に対して暴力行為をはたらくことはできないのですから、社会を守る手段として死刑は不必要です。」<sup>6</sup>終わり。

だから、懲役とかは正当化されても、死刑はだめ、ということです。

また、仮にある者を死刑にすることによってどこかで犯罪が抑止されるとしても、それは先に述べたように、ある人が活着している…要は死刑囚ですね…が活着していることで、他の生命が侵害されている、という構図ではないから、殺して良い理由にはならない。

千葉大教授、後藤、96

「抑止効果があると仮定すれば、このような論理は、潜在的な被害者達の命を救うために、特定の命を犠牲にするという、功利主義的な利益衡量に基づくように見える。しかし、私達は、人命を救うために他の人命を犠牲にすることは、緊急行為としてしか許されないと考えているのである。たとえば、病院の前を歩いている健康そうな1人を捕まえてきて、その臓器を移植すれば、10人の命が顕著に延ばせると分かっていたとしても、そのような選択を肯定する人はいないだろう。死刑の場合には、失われる命と救われる命との関係は、（仮に統計的に抑止効果が確認できたとしても）この例よりもずっと漠然としている。そのような抽象的な効果は、眼前の具体的な命の犠牲を正当化しない。」<sup>7</sup>終わり。

ということで、頭数で数えて、死刑が正当化できる、ということもないので、この段階で肯定側に投票できる。

続いて、論点のD

しかも、死刑に抑止力がない、ということを証明します。なぜなら犯罪者は合理的ではなく、突発的に犯罪を行うからです。

テキサス大教授、コバンディックら、2009を和訳

---

4 同上

5 生田勝義（立命館大名譽教授）「死刑と生命権についての一考察」『立命館法学』360号（2015年8月）p.411

6 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）「死刑に関する一問一答 日本語訳」2007年4月1日 p.5（<http://www.moj.go.jp/content/000074783.pdf>）

7 後藤昭（千葉大教授）『法学セミナー』1996年10月 p.46

「犯罪者は合理的な計算をするという印象があるが、例えば、コーニッシュとクラークは、犯罪者の合理性は限られたものであるとする。犯罪者も我々と同様、行動のコストと利益を完全に把握することはできないため、いつも最良の決定を下さない（つまり犯罪を行う）。殺人の多くがそうであるように、犯罪は、慎重な準備と実行によるのではなく、突発的である。さらに、BJS, 2006 や NIJ, 2003 によれば、多くの犯罪者は、薬物やアルコールの影響下で決定を行い、犯行時の思考や行動は正気の沙汰ではない。」<sup>9</sup> 終わり。

実際に、最新の日本の研究においても、死刑の抑止効果は否定されています。

駒沢大教授、村松ら、2015 年

「本研究は、死刑と厳罰化の抑止効果を数量的に分析することで、刑事政策の議論に資することを目的とし、1990 年から 2010 年までの日本における死刑執行、死刑判決および凶悪犯罪に関わる法改正が、殺人、強盗殺人に与える影響について、月次データを用いた実証分析を行った。その結果、死刑執行・死刑判決人数のこれらの犯罪に対する抑止効果は見られなかった。」<sup>9</sup> 終わり。

そして、アメリカでも、ほとんどの学者が死刑の抑止力を否定しています。

コロラド大教授、ラデレット、2009 を和訳

「2008 年の質問に対して、死刑が殺人を抑止すると回答した研究者は 2.6%にとどまり、専門家の 89.6%はこれを否定した。このことから明らかなように、米国の著名な犯罪学者の中に、死刑の脅威や執行が長期の禁固よりも殺人を減少させると信じている者はほとんどいない。」<sup>10</sup> 終わり。

ということで、単に生命の数、ということだけを考えても、現在 112 名いる確定死刑囚の生命を奪うことは正当化できない。抑止がない。

フローを変えてください。よろしいでしょうか。

最後、論点 E

むしろ死刑が殺人を誘発する、ということを証明します。2000 年から 2010 年までの間に裁判が確定した無差別殺傷事件のうち 1 割以上が、自殺の代わりに死刑になろうとして引き起こされました。

弁護士、田鎖、2017 年

こうした事件の動機について同研究では、「自殺・死刑願望」（すなわち「自殺願望がありながら、それを実行・完遂できないため、自殺の代わりに死刑になろうと考え、または自殺の実行に踏ん切り

---

8 Tomislav V. Kovandzic, Lynne M. Vieraitis, Denise Paquette Boots (University of Texas at Dallas) *Does the death penalty save lives? New evidence from state panel data, 1977 to 2006*, p.833

( <https://pdfs.semanticscholar.org/4d24/408e363a6816bcc04e01a02ad2a8fbac3a5.pdf> )

[原文]

“For example, in contrast to the image of a rational calculating criminal, Cornish and Clarke (1986) portray criminals’ rationality as bounded or limited. As such, offenders do not always succeed in making the “best” decisions (i.e., forgoing criminal behavior) because they, like the rest of us, rarely have all the facts about the potential costs and benefits of an action. Often, as is most commonly the case with homicides, choices to commit crimes are made hastily or in the heat of the moment rather than after careful planning and deliberation. Moreover, many offenders make decisions under the influence of illegal drugs or alcohol (Bureau of Justice Statistics, 2006; National Institute of Justice, 2003) and are not lucid in their thoughts or behaviors at the time a crime occurs.”

9 村松幹二 (駒澤大教授) David Johnson (ハワイ大教授) 矢野浩一 (駒沢大教授) 「日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止 効果の実証分析」2015 年 ( [http://www.jeameetings.org/2015s/Gabtract/N-001abstract\\_KanjiMuramatsu.pdf](http://www.jeameetings.org/2015s/Gabtract/N-001abstract_KanjiMuramatsu.pdf) ) (本文は『犯罪をどう防ぐか (シリーズ刑事司法を考える第 6 巻)』岩波書店、に掲載)

10 Michael L. Radelet (Professor and Chair, Department of Sociology, University of Colorado-Boulder), Traci L. Lacoek (second-year student in the Ph. D. program, Department of Sociology, University of Colorado-Boulder), “Do Executions Lower Homicide Rates: The Views of Leading Criminologists” *The Journal of Criminal Law & Criminology*, Vol. 99, No.2, 2009

( <https://scholarlycommons.law.northwestern.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=7323&context=jclc> )

[原文]

“Here only 2.6% of the 2008 respondents agreed that executing people deters others from committing murder, while 89.6% of the experts disagreed. The message is clear: few of America's top criminologists believe the threat or use of the death penalty can reduce homicide rates any more than long-term imprisonment.”

をつけるために、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、恐怖感から自殺することができないため、通り魔殺人をすれば死刑になると考えたもの」)は、11.6%であったとする。」<sup>11</sup>終わり。

ということです。

## ■質疑応答（村上→園山）

村上：はい、計ります。始めます。Cの、正当化されない死刑、に対してお伺いします。一枚目が、その人が生きてることそれ自体は、公共の福祉に反しないんじゃないの、っていう話がありましたよね。

園山：はい。

村上：で…ま、だから死刑は正当化されないんだ、っていう話だったと思うんですけども、その人を閉じ込めておくことが正当化されるのは、閉じ込めている間は悪さができないから、それは…その人を野放しにすることは、公共の福祉に反するんだよ、っていう説明でいいですか。

園山：えーと、まあ、一つの説明としてはそうですね。

村上：はい、懲役刑が正当化される理由はそうだ、っていうのは分かったんですけど、じゃ、罰金刑ってどうやって正当化されるんですか。

園山：罰金刑というのは、その人に罰金を課すことによって、その人が「あー、6000円取られちゃった、じゃあもうシートベルトするようにしよう」とか、その人が「あー、もうこういう事故を起こさないようにしよう。気をつけよう」って思えるので、その人の反省を促す効果としては、確かに正当化される、と。ただし、それは、誰かがどこかで抑止されるかも…交通事故防がれるかもね、みたいな理由でやるものではない、ということです。

村上：つまり、あくまで、その人自身の再犯、みたいなものを抑止する限りにおいて、犯罪…抑止っていうのは…刑罰っていうのは正当化される、という考え方ですか。

園山：そうですね。要は、誰かの、どこかの、関係ない人のために、私が死ぬ、っていうことは、それは臓器の移植と一緒に、認められない、ということです。

村上：はいはい、なるほど。じゃあ、例えば、一般的に言われるところの、例えば、なにかやったら捕まるから嫌だな、とか、あるいは、なにかやったら罰金課されるから嫌だな、とか、そういう理由で正当化することはできない、というのが皆さんの考え方ですか。

園山：ま、そうですね。簡単に言ってしまうと。

村上：なるほど、わかりました。でも、例えばなんですけれども、人を殺した人がいたとして、基本的にその人は懲役刑になると思うんですけども、例えば、介護殺人、みたいな事例って、もう再犯しないと思うんですよ。でも、だいたい懲役刑で、牢屋に入るわけじゃないですか。

園山：はいはい。

村上：そうですね。絶対再犯しないっていうことがほぼわかっている人たちに対しても、刑罰というのは正当化されるのに、どうして、再犯を防ぐためだけでのみ、刑罰って正当化されるんですか。

園山：はい。まず、介護殺人がもう一回あるかどうか…介護殺人という動機は、確かにもう一回ないかもしれないけれども、その人は自分の中で動機を出したときに、それが、人を殺してはいけない、という規範を上回っちゃっているわけですよ。

村上：あ、何か、類型的に、そういう人っぽいから、とりあえず閉じ込めておこう、みたいな感じなんですか。

園山：いやまあ、だから、とりあえず閉じ込めておこう、じゃないですけど、要は、そういうふうに、本来やっちゃいけない、っていうことをやってしまうリスクがあるとして、認定された…

村上：なるほど、わかりました。じゃ、逆にいうと、例えば、窃盗とか、そういう軽微な犯罪であっても、そういう傾向があるんだったら、無期懲役とかにしないと筋が通らないと思うんですけども…

園山：だから、やりすぎなんです、それは。

村上：え、やりすぎなんですか。

園山：やりすぎやりすぎ。はい。

村上：え、だって別に、ずっと窃盗を繰り返す人だっているわけじゃないですか。

園山：まあ、いますね。だから、そのたびに捕まえるしかないですね。

村上：はい、でもそれ…

園山：反省させるまで…反省しなかったら、もう一回、今度は長い刑が課されますよね。

村上：あ、もう一回、っていうことなんですか。わかりました。じゃあその次のあたりで臓器移植の話をしていただと思うんですけど、これ、臓器移植…なんの罪もない人をバラバラにしてはだめだと思わなければならない、これ、罪のある人に関しても、このロジックって適用されますか。

園山：だから私たちが再三言っているように、人権というのは、犯罪があるかないか、とかじゃなくて、そもそも、権力によって侵害されないために…権力を防ぐために、国家を規制するために、設けられているのが、人権の仕組みだから…

村上：じゃあ、犯罪者に対してもそうだ、ということですね。

11 田鎖麻衣子（弁護士・一橋大学非常勤講師）「日本の死刑—その運用の一端を契機として—」『法学館憲法研究所報』第16号（2017年）pp.41-42

園山：そうです。だから、理由がなければ、だめ。  
村上：じゃあ、その前の拷問の話なんですけど、拷問は憲法で禁止されていますが、少なくとも死刑は禁止はされていないですね、明示的には。  
園山：まあ、残虐な刑罰っていうことは言っていますけど、死刑を禁止する、みたいなことは書かれていないですね。  
村上：なるほど。じゃあ、拷問は禁止しているのに、[時間切れ] あえて…

## ■否定側第一立論：極山大樹（MUKT）

デメリット：犯罪の増加

発生過程

A: 死刑の存在による抑止力

死刑には死への恐怖から死刑に相当する犯罪を抑止する効果があります。

朝日大 三原 1990

「小野清一郎博士の主張によると、人間は本能的に生を欲する。「一人の生命は全地球より重い」というのも、個人の生命欲のやるせなさから出てくる。そうである限り、死刑の存在は罪を犯そうとする者にとっては、大きな心理的抑制力をもつ。[中略] 長期にわたって、死刑の存在が人間の本能そのものを抑制する。」<sup>12</sup>終わり。

例えば、暴力団など組織的に犯罪を実行する集団は、自分が懲役刑に処せられることまで考えて殺人を実行するので、死刑にしない限り抑止効果が期待できません。

司法ジャーナリスト 鷺見 2005

「暴力団幹部が構成員に指示を与えるときも、その人間の前科を考慮して量刑を計算したうえで、役割を分担させるのが普通である。逆に、どれほどボロ儲けできる可能性があっても、死刑になったら元も子もないのでビジネスとしては成立しない。だから、彼らは原則的に死刑になる可能性のある犯罪には手を出さない。ゆえに、こういった犯罪をビジネスとして実行する集団に対しては、死刑制度が非常に大きな抑止力と考えると間違えてない。」<sup>13</sup>終わり。

従って、このような組織犯罪に対する抑止力は存在すると考えるべきです。実際にイタリアでは死刑の廃止によって犯罪が増加しました。

精神科医 小田 1995

「死刑が廃止されたなら、組織暴力団の幹部は組員に、「あのタマ（標的）を取って来い。さもなければ殺す」という「究極の選択」をつきつけうることになる。「暴力団員が堅気の人間を殺しても死刑にはならないが、親分は彼を殺せるし、殺しても死刑にはならない」という状況が出現する事になる。[中略] まさかと思われるかも知れないが、あのイタリアでも、死刑が廃止されるまでは、マフィアに対抗した裁判官、検察官、政治家に犯罪学者までがこんなにあっさりとならに殺されることはなかったのである。」<sup>14</sup>終わり。

フローを変えてください。

B: 死刑の執行による抑止力

死刑の存在による抑止力とは別に、死刑の執行を増やすことによる抑止力もあります。

CBC ニュース 2007 より、コロラド大学のネイシ・モカン教授の研究について和訳して示します。

「彼が共著した 2003 年の研究と、データを再検討した 2006 年の調査では、処刑を 1 件するごとに殺人が 5 件減少し、死刑宣告を 1 件減らすごとに殺人が 5 件増えることが判明した。[中略] 彼らは失業率や一人当たりの収入、逮捕と有罪判決の可能性など、その他の要因を考慮し、死刑が殺人率に与える影響について明らかにするために処刑と殺人率について年ごと、州や国ごとに調査した。」<sup>15</sup>終わり。

12 三原憲三（朝日大学教授）『死刑廃止の研究 第5版』成文堂、2006年9月1日 p.261

13 鷺見一雄（司法ジャーナリスト）『SAPIO』2005年5月11日 p.24

14 小田晋（筑波大学教授）「死刑廃止論の心理的検証」『変動期の刑事政策（森下忠先生古希祝賀下巻）』1995年 p.655

## 深刻性

犯罪の増加によって無実の人の命が奪われることは深刻です。犯罪者と無辜の人の命であれば、無辜の人の命を優先して考えるべきです。

東大阪短期大学助教授 福田 2000

「凶悪犯といえども人間である」という一般論で、誠実に生きている者も、強盗も、殺人犯もく人間みな同等の基本的な人権を享有する>とかたづけられる訳にはいかない。「全地球よりも重い」はずの「生命」を奪った者>の「人権保障」と「生命」を奪われた者>の「人権保障」が対等であるはずがない。実質的平等の観点、配分的正義の観点からいえば、人権保障の比重が正反対になってしまう。人権が、それぞれの個別性を有するとしても、他者を殺した者の人権が制約されるのは、当然の法理である。」<sup>16</sup>終わり。

じゃあ次、ケースに行ってください。

まず、ケースのCの話ですね。再犯とかのためにしか正当化されない、っていう話があったんですけども、1点目として、なぜそういったところに限定しなければならないのかっていうところに関しては、説明が足りていなかったと思います。

2点目として、実際犯罪っていうのは、応報的な観点からも正当化される、つまり、規範形成とかっていう役割も果たすということが言われています。

香川大 飯島 2007

「犯罪とは、他者の自由な領域の侵害を通じた相互的な承認関係の破壊であり、同時にその関係を保障している法秩序の効力の否定でもある。刑罰は、このように犯罪によって侵害・否定された、相互承認関係を普遍的に保障している法秩序の効力を回復するために犯罪者に対して科されるものであり、その程度は、犯罪を通じて引き起こされた「被害者の自由の領域の侵害の程度」並びに「法秩序の普遍的な効力の否定の程度」に価値的に相応したものでなければならない。」<sup>17</sup>終わり。

というふうに、犯罪の役割というのは他にもある、と。

3点目として、まさにそれを言っているのが、彼らの言っている介護殺人みたいところで、動機が違うのになんで閉じ込めておく必要があるのかっていうのが、全然わからない以上、こういった機能も優先されるべきです。

で、次、最後…Cの最後の資料で、緊急行為みたいな時じゃないとだめ、っていう話がありました。1点目として、生命権が重要だから、なぜこの基準が採用されるのか、不明です。

2点目として、生命の重大さを理由とするのであれば、抑止力により救われる生命も同じく重要であり、死刑は正当化されるはずですよ。むしろ、無辜の命である点で要保護性が高いという、DAの深刻性を参照してください。

3点目、実際最高裁判決においては、生命権が一般予防を理由とする制約に服することが認められています。

---

15 “Death Penalth Deters Murders, Studies Say”, CBS NEWS, June 11, 2007  
( <https://www.cbsnews.com/news/death-penalty-deters-murders-studies-say/> )  
[原文]

“A 2003 study he co-authored, and a 2006 study that re-examined the data, found that each execution results in five fewer homicides, and commuting a death sentence means five more homicides. "The results are robust, they don't really go away," he said. "I oppose the death penalty. But my results show that the death penalty (deters) — what am I going to do, hide them?" Statistical studies like his are among a dozen papers since 2001 that capital punishment has deterrent effects. They all explore the same basic theory — if the cost of something (be it the purchase of an apple or the act of killing someone) becomes too high, people will change their behavior (forego apples or shy away from murder). To explore the question, they look at executions and homicides, by year and by state or county, trying to tease out the impact of the death penalty on homicides by accounting for other factors, such as unemployment data and per capita income, the probabilities of arrest and conviction, and more.”

16 福田勝司（東大阪短期大学助教授）「死刑に関する諸問題についての基礎的考察(2)」『東大阪短期大学研究紀要』Vol.26（2000年）p.20

17 飯島暢（香川大学教授）「最近のドイツにおける規範的な応報刑論の展開」『香川法学』26巻3・4号（2007年）p.338

最高裁大法廷判決 昭和 23 年 3 月 12 日

「憲法第十三条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同条においては、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ。〔中略〕死刑の威嚇力によつて一般予防をなし、死刑の執行によつて特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもつて社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである。」<sup>18</sup>終わり。

ということで、彼らはですね、何か、拷問の例とか、再犯のため、だとか言ってたんですけども、それは一学者の意見に過ぎなくて、逆に言うと最高裁でもこういったものがあるんだ、っていうことを取ってください。

で、次。E の拡大自殺の話について、に移ります。

1 点目として、これらはロジックに無理があります。自殺を動機に持つ殺人者なら、死刑にされに行くなんて回りくどい方法は取りません。

ノーザンアイオワ大学 ヴォーマー 1999 年和訳

「要約すれば、私たちが自殺殺人と呼びたがる犯罪を犯そうとする者は、注意深く事前に練られた計画に従って行動する。自殺殺人に固執する殺人者のほとんどは、結果的に目的を達成するのに数年かかり、かつ成功するとも限らない、死刑にされることを目指そうとはしない。」<sup>19</sup>終わり。

ということで、なんで、拡大自殺をわざわざ選ぶのか、っていうところに関して、正当性がない。

実際に、そういう人っていうのは、死刑を廃止したところでやっているっていう実例があります。

カナダ、ナショナルポスト 2012 和訳、なお資料中のブレイビクとは 2011 年ノルウェーで 77 人を無差別に殺傷したアンネシュ・ベーリング・ブレイビクのことを指します。はじめ。

「裁判が始まってから 3 日目、ブレイビクは死刑廃止国において死刑判決を受けることは非現実的であることを認識しながらも、昨年彼が犯した 77 人の殺害に認められる最高刑を「哀れ」だと揶揄した。「私は死を受け容れる。私は 7 月 22 日の行為を自殺任務としてみなしていた。」ブレイビクはオスロ地裁に語った。「私には生き残るつもりなんてなかった」<sup>20</sup>終わり。

というふうに、あんまり関係ない、ということが言えると思います。

次、再犯の話…C の話について、追加していきたいと思います。実際に死刑っていうのは、特別抑止っていう効果もあるっていうことがわかっています。犯罪者を死刑にすれば、再犯の可能性っていうのはゼロになるからです。

早大 石川 2001

18 生田勝義、立命館大学名誉教授「死刑と生命権についての一考察」『立命館大法学』2015 年 2 号 pp.405-406

19 Katherine van Wormer (University of Northern Iowa) et al. *The Psychology of Suicide-Murder and Death Penalty*, 1999 ( <https://sites.uni.edu/vanworme/murder-suicide.html> )  
[原文]

“In summary, persons setting out to commit what we prefer to call suicide-murder are following through on a carefully premeditated plan. Most individuals attracted to suicide-murder would not seek the death penalty, an eventuality that takes years to achieve and is rarely successful.”

20 "Norway mass killer Anders Breivik wants death or acquittal, warns of new attacks" *NATIONAL POST* April 18, 2012  
( <https://www.google.co.jp/amp/s/nationalpost.com/news/norway-mass-killer-anders-breivik-wants-death-or-acquittal-warns-of-new-attacks/amp> )  
[原文]

“On day three of his trial, Breivik acknowledged it was unrealistic to expect the death sentence in a country which does not allow capital punishment. But he derided the maximum prison sentence allowed in the event of his conviction for the killing of 77 people last year as “pathetic”. “I embrace death. I looked at the action on July 22 as a suicide mission,” Breivik told the district court in Oslo. “I did not expect to survive.””

「「特別抑止」効果、すなわち犯罪者に死刑を科すことによってその者の再犯を防止する効果という点では、死刑は犯罪者の生命を剥奪するのであるから絶対的な「特別抑止」効果があることは明白であり、その効果を改めて実証するまでもない。」<sup>21</sup>終わり。

というふうに、彼らの論理に則ったとしても、正当化し得るものがあるんだ、ということが言えると思います。

その上でですね、彼らは、結局のところですね…まとめていくと、Bの… [時間切れ] 終わります。

## ■質疑応答（園山→極山）

園山：お願いします。

極山：お願いします。

園山：まず、では、デメリットは、執行と廃止の二つによって抑止される、という話だったと思うんですが、まず廃止の方なんですけど、これは何か、経験的に証明されているって言っているのは、イタリアの例の一つ、でいいですか。

極山：はい。

園山：では、イタリアで増えたから、廃止すると増えるだろう、というのが、あなた方の、今の段階の主張。

極山：経験的な証明としては、そうです。

園山：何か、ちゃんと統計分析とかして、要は…いろんな要因を排除したもので、廃止したら増える、というふうに言っているものはありますか。

極山：そこに関してはないんですけど、ただ、イタリアに関しても、少なからず死刑制度が廃止されてから急増したと言っているんで…

園山：じゃあ、そのイタリアに聞きたいんですけど、そのイタリアで、小田さんは、一体何件の事件を調べて、何件がマフィアで、何件に増えて、それをもって、どうして死刑による抑止だったっていうふうに断定したんですか。

極山：詳しくはわからないんですけど…

園山：わからない。なるほど。

極山：ただ、言えることとして、少なからず、死刑を廃止した後に、そういった暴力団っていうのが、自分に関連した人たちを狙って殺人していた、っていうことが言えると思うので、そういう意味では、やはり殺人の抑止力が、死刑にはあると言えらると思います。

園山：相関があるだろう、と。わかりました。その前の、驚見さんのエビデンスにお聞きしたいんですけど、何か…暴力団組織に抑止力がある、っていうことはわかったんですが、暴力団はそもそも殺人をしたいんですか。

極山：暴力団は、殺人をしたいと思います。

園山：あ、したい。それはどこかで証明していますか。

極山：なぜかという、例えば、イタリアの例とかを参照してほしいんですけども、要は、自分に、関連する政治家であつたりだとか、自分の邪魔をしてくるような人たち…犯罪学者…

園山：え…って思っているっていうふうに、言ってます？今の、日本の暴力団が、そういうふうに考えているって言うことを言ってます…

極山：今は正直、顕在化していないので、あまりわからないんですけど、ただ、類似のことは当然言えると思っけていて…

園山：わからない。なるほど、わかりました。で、殺人を、今、何か…前科を考慮して分担している、と言っていましたよね。

極山：はい、そうです。

園山：ですよね。で、今やりたいんですよね。

極山：はい。

園山：ということは、要は、死刑にならないように…一人殺しても死刑にならないですよ、当然ですけど。

極山：えーと、ただ、例えば、考えてほしいんですけど、例えば、強盗とかをしていて、たまたま、それで殺しちゃった、とかなったら、死刑になる可能性というの、当然あると思っけていて、そういった、要は、犯罪に関連のあるものだったら、例えば、いろんな面から考慮したときに、死刑になる可能性がある、となったら、そういったことを避ける、ということは言えらると思います。

園山：なるほど、わかりました。次、執行の話については、ネイシ・モカンさんのエビデンスを読んでいた、っていうことですね。

極山：はい。

園山：はい。次、インパクト。何か…無辜の民のほうが大事ですって言っていたんですけど、気持ちわかるんですけど、これ、国家が政策を判断するときに、なんで、こういう基準に則らなければいけないんですか。

21 石川正興（早稲田大学法学部教授）「死刑の犯罪抑止効果」『現代刑事法』2001年5月 p.29

極山：それに関しては、やはりその、人権といったとしても、二つ…いろんな人権があると思っています、それぞれ優先価値っていうのはあるだろう、っていう話を、我々はしていると思います。

園山：え、でも何で優先価値があるんですか。

極山：それはその…例えば人権であったり…どんな人だったとしても、例えばその…それこそまさに、いろんな…あなた方も犯罪のモードっていうのは認めますから、刑罰自体の存在が否定されるとかはないですから、それによって、例えば、刑罰の目的のために、制約される人とかっているのも当然だと思っています…

園山：いや、何か、刑罰によって制約されるのは、正当な理由があればいい、っていうのは、我々述べたんですけど、何かその、犯罪者の人権が、無辜の民よりも低い、みたいな話をしていますよね。これ、何ですか。

極山：優先されるべきなのは、そういったアクションを起こして…した人よりも…

園山：その人の方を優先しなきゃいけない、っていう根拠です、根拠。何ですか。

極山：それに関しては…

園山：言ってます？

極山：実質的観点とか…

園山：実質的観点って何ですか？

極山：配分的正義の観点とかで…

園山：配分的正義って何ですか？

極山：刑法っていうものが、秩序を、やはり維持するものだから、それを乱した者に関しては、積極的に、その、[時間切れ]権利っていうのが制約されてしかるべきだろう、という話です。

園山：ありがとうございました。

### ■肯定側第二立論：前多啓一（前園）

デメリットから行きます。  
デメリットの、犯罪が増加する、という話の固有性の部分、三原さんの話を引用して、本能的に生を欲するんだ、という話がありましたけれども、これは、あくまでこの人の意見であって、私たちが、立論のDの一枚目の資料で言ったように、結局突発的にやる話が多い、っていう話ですから、こういうのは、稀。

で、暴力団に関して、彼らは…唯一挙げていたのは暴力団なんですけど、1点目として、そもそも暴力団が、死刑相当犯罪をやりたいっていう証明を、彼らは抜かしています。

2点目として、彼らは、元も子もないから、死刑に[なるような犯罪]はやらないんだ、という話がありましたけれども、実際、無期懲役でもですね、仮釈放っていうのはすごい稀になっています。

龍谷大教授、芹沢、2006

「実務的には、人が死亡した事件で無期刑の仮釈放は、よほどの事情がない限り認められない。つまり、無期刑は運用上、終身刑化しているのが現実である。」<sup>22</sup>終わり。

ということでですね、暴力団…出てこれないわけですから、やっぱり、無期刑でも十分抑止はある、ということ。

次、3点目としてですね、暴対法の施行によってですね、彼らの言ったような脅迫…あのタマを取ってこい、っていう話ですね…これは起こりません。

BIT PRESS 2012

「92年には「暴力団対策法」（暴対法）が成立し、その後4回にわたって改正。末端の構成員が他人に危害を与えると、組織のトップが損害賠償で使用人責任を問われるようにもなった。下っ端の組員が微罪で捕まらないように、今や組長が自重させている時代だ。」<sup>23</sup>終わり。

ということです。ですので、この話は起こりません。

4点目として、イタリアの話に関しては、これ、本当に統計的な証明じゃなくて、この人の…小田さんの一意見ですから、これをもとに増える、とは言えないと思います。

22 浜井浩一（龍谷大学院教授）芹沢一也（京都造形芸術大学非常勤講師）『犯罪不安社会 誰もが「不審者」？』光文社新書 2006年12月20日 pp.228-229

23 株式会社-エムエムプラン 2012年1月『BIT-PRESS 1月』p.1  
(<http://www.kaikei-web.co.jp/news2/DATA/20120131162238.pdf>) ←2019.01.01時点でリンク切れ

次、Bの、執行による…ごめんなさい、もう一点追加です。科学的な証拠が無い限り、犯罪は…犯罪の抑止力は生命剥奪の正当化根拠とはなり得ません。

静岡大、葛野、1994

「しかし、経験的事実としての犯罪抑止効果は、確たる科学的証明がない限り、未検証の仮説ないし一種の主観的信念にとどまる。そのような犯罪抑止効果は、人間の尊厳の不可欠な基盤である生命を回復不可能に剥奪する、その意味で他の刑罰とは質的に異なる重大な人権剥奪をともなう死刑の正当化根拠とするには、合理性を欠く。換言すれば、未検証の仮説ないし主観的信念にすぎない犯罪抑止効果により死刑を正当化することは、生命の尊重という現代社会の最高価値にあまりにも反し、合理的でない。」<sup>24</sup>終わり。

ということです。

次、Bの、執行による部分について、行きます。

1点目。彼らの研究っていうのは、犯人がですね、犯罪時に死刑のリスクを考慮するという前提で研究されています。

テキサス大、コバンディックら、2009を和訳

「要約すると、抑止力の抑止効果を研究している殆どの学者は抑止力が死刑の単なる存在ではなく実際の執行リスクに大きく依存していることに同意しているが（例えば、デーバッシュとルービン 2007; モカンとゲッティンクス 2003）、これらのリスクを算定する際に将来の殺人者がどのような要因を検討するかは異なっている。[中略]しかし、より重要なのは、研究者が実際の執行リスクのそのような尺度が、将来の殺人犯の執行リスクの平均的な認識に正の影響を及ぼすと必ず仮定していた。」<sup>25</sup>終わり。

で、実際にですね、私たちのDの一枚目でも言っているように、突発的にやるわけですから、この話っていうのは、信用できないと思います。

で、2点目として、全米研究評議会が、過去35年分のデータを検証したところ、死刑以外の抑止力の検討や、犯罪者が実行時死刑を考慮するか、という点で問題があるということがわかりました。

全米研究評議会、2012を和訳

「従来の研究は、死刑以外の刑罰の抑止力について検討していない。[中略]また、従来の研究では、死刑の執行に対して潜在的な殺人犯がどのように認識し行動するかについて、不完全で非合理的なモデルを使用している。[中略]いずれの研究も、処刑されるリスクについて妥当な数値を用いたもの

---

24 葛野尋之（静岡大学助教授）「科学的証明がない死刑の犯罪抑止力」『法セミセクション 死刑廃止を求める』1994年12月20日 p.47-56

25 Tomislav V. Kovandzic, Lynne M. Vieraitis, Denise Paquette Boots (University of Texas at Dalls) “Does the death penalty save lives? New evidence from state panel data, 1977 to 2006” *Criminology & Public Policy* Volume 8, Issue 4, 2009 American Society of Criminology  
(<https://pdfs.semanticscholar.org/4d24/408e363a6816bcc04e01a02ad2a8fbac3a5.pdf>)  
[原文]

“In sum, although most scholars studying the deterrent effects of the DP have agreed that deterrence depends more heavily on the actual risk of execution rather than on the mere existence of the DP (e.g., Dezhbakhsh and Rubin, 2007; Mocan and Gittings, 2003), they have differed on which factors prospective murderers consider when calculating such risks. Given the lack of reliable information on how prospective murderers assess the risk of execution, if at all, it is not surprising that there is no theoretical or empirical consensus on how best to measure execution risk. More importantly, however, DP scholars have necessarily assumed that any such measure of actual execution risk would have a positive effect on average perceptions of execution risk among prospective murderers.”

ではなく、いずれの抑止効果についての結論も、その数値に敏感に左右されてしまうものである。」<sup>26</sup> 終わり。

ということで、実際にですね、この人たちが再検証した結果、抑止効果はない、という結論が出ています。

テキサス大、コバンディックら、2009 を和訳

「デーバッシュとシェパード 2006 およびモカンとゲッティンクス 2003 によって報告された結果と対比的に、ドノヒューおよびウォルファーズ 2005 によって報告された結果と一致して、死刑の執行と殺人率の関係は確認されなかった。」<sup>27</sup> 終わり。

ということです。

次、4 点目として、実際にですね、こうした統計研究にはいろんなものがあるんですけども、今までの研究を統合した、メタアナリシスの結果を…メタアナリシスをした結果、手法に統計的な差異はなく、同じパネルデータから、異なる結論が簡単に導かれることがわかりました。

ザンクト・ガレン大学、ゲリッツェン、2013 を和訳

「現在までにおける 40 を超える入手可能な論文をサーベイしたあと、1975 年から 2011 年の 102 件の論文についてメタアナリシスを行った。唯一、有意な変数であったのは著者の肩書である。経済学者は抑止効果を発見しやすく、法学者や他の社会学者は逆の結果を出す。さらに、アメリカにおける 1 つのパネルデータを用いて、代替的な手法を用いれば、矛盾した結果をいとも簡単に導出できることを示した。これらことから、死刑の政策決定に対し、これらの証拠があまりにも脆弱であると結論したい。」<sup>28</sup> 終わり。

ということなので、政策決定に用いるべきではありません。

先ほどの全米 [研究] 評議会より、もう一度引用します。

---

26 National Research Council of the National Academies, *DETERRENCE AND THE DEATH PENALTY*, REPORT BRIEF, April 2012, pp.2-3 ( <https://deathpenaltyinfo.org/documents/NatResCouncil-Deterr.pdf> )

[原文]

“The studies do not factor in the effects of noncapital punishments that may also be imposed. The relevant question about deterrence is whether the death penalty is more or less effective as a deterrent than other penalties, such as a life sentence without the possibility of parole. None of the existing studies considers the other potential punishments that states impose or their potential effects on homicide rates. Any effect that these noncapital punishments have on homicide rates may contaminate the estimated effects — in either direction — of capital punishment. The studies use incomplete or implausible models of potential murderers’ perceptions of and response to the use of capital punishment. Much of the research assumes that potential murderers respond to the objective risk of execution. But determining the objective risk poses great complexities even for a well-informed researcher, let alone a potential murderer. For example, only 15 percent of people who have been sentenced to death since 1976 have actually been executed, and a large fraction of death sentences are reversed. None of the studies used a measure of risk that plausibly corresponds to the objective risk of execution, and conclusions about any deterrent effect are very sensitive to the measure of risk used.”

27 前掲 Kovandzic, *et al.*

[原文]

“The results for the DP law dummy variable are presented in column 1. Contrary to the findings reported by Dezhbakhsh and Shepherd (2006) and Mocan and Gittings (2003), but consistent with those reported by Donohue and Wolfers (2005), our results indicate no relationship between the activity status of the DP and homicide.”

28 Berit C. Gerritzen (University of St. Gallen, Swill Institute for International Economics and Applied Economic Research), Gebhard Kirchgässner (University of St. Gallen SIAW-HSG) “Facts or Ideology: What Determines the Results of Econometric Estimates of the Deterrence Effect of Death Penalty? A Meta-Analysis”, *CESIFO WORKING PAPER*, No. 4159, March 2003, p.24 ( [http://www.cesifo-group.de/DocDL/cesifo1\\_wp4159.pdf](http://www.cesifo-group.de/DocDL/cesifo1_wp4159.pdf) )

[原文]

“After a survey of the over forty reviews of this literature available so far, we perform a meta-analysis of 102 studies published between 1975 and 2011. The profession of the author is the only significant explanatory variable: Economists claim significantly more often to have found a significant deterrence effect than scientists from the law or other social science departments. On the other hand, using a panel data set of U.S. states, we show how easy it is to derive contradictory results by employing alternative specifications. Thus, our results support the claim that the empirical evidence presented to date is by far too fragile in order to base political decisions on it.”

「これまでの調査は、死刑が殺人を減少させるか増加させるか影響を与えないかについて情報を提供できていないと結論づける。〔中略〕これまでなされてきた死刑の抑止力の有無に関する主張は、死刑の政策判断に用いるべきではない。」<sup>29</sup>終わり。

ということなので、やっぱり、そういった部分でもおかしいと思います。

次、深刻性に関して。深刻性に関して、質疑でも確認した通り、なんでこの価値に従わなきゃいけないのか、っていう部分に関して、彼らはあくまで主観的な話しか望んでいませんので、当たっていません。

次、一旦肯定側へ行きます。肯定側の話。

まず、飯島 2007 の話がありました。相互承認するんだ、って話があったんですけど、これ、なんで死刑じゃなきゃいけないのか、っていう話に関して、全くわかりません。それは、その何か…一対一対応とかだと思うんですけど、それがどうして死刑じゃなければならないのかわかりません。

2 点目として介護殺人の例を挙げていたんですけど、介護殺人というのは、少なくとも殺人を犯しているわけですから、今後殺人を犯す可能性が十分あるから投獄しなければいけないんだ、という部分に関してですね、あると思います。

次、後藤さんの話に対して、最高裁の話を用いてたんですけど、これ、ちゃんと確認したいんですけど、これ、最高裁がどうして公共の福祉に反しているのか、っていう、理由を示していません。どうして公共の福祉に反しているのか、っていう理由を示していない以上は、この部分に根拠はないわけですね。だからこれ、間違っている、というふうに私は捉えています。私たちが言ったように、公共の福祉を制限するには、具体的な価値が必要で、それっていうのはできていないというふうに思います。

次行きます。特別抑止に関しては、先程も言ったように…次行きます。ごめんなさい。

DA のフローに戻ります。DA のフローにターンします。

死刑には犯罪を増加させる効果があります。

お茶の水女子大、坂元、2003 を和訳

「King は残忍化効果のメカニズムを説明し、以下の説を提唱する。「国家が死刑を行うことは、人々の生命尊重の精神を荒廃させ、結果として殺人を増加させる」」<sup>30</sup>終わり。

この効果はですね、時系列分析で確認されています。

犯罪学者、アルブレヒト、1995 を和訳

「1959 年から 1990 年の日本の殺人と死刑執行データの時系列分析は、死刑の抑止効果を確認するどころか、執行数が殺人を増加していることを示している。」<sup>31</sup>終わり。

29 前掲 National Research Council of the National Academies, p.2

〔原文〕

“The committee concludes that research to date is not informative about whether capital punishment decreases, increases, or has no effect on homicide rates. Therefore, these studies should not be used to inform deliberations requiring judgments about the effect of the death penalty on homicide. Claims that research demonstrates that capital punishment decreases or increases the homicide rate or has no effect on it should not influence policy judgments about capital punishment.”

30 Sakamoto, A., Sekiguchi, K., Shinkyu, A. & Okada, Y., “Does the media coverage of capital punishment have a deterrence effect on the occurrence of brutal crimes?: An analysis of Japanese time-series data from 1959 to 1990”, *Progress in Asian Social Psychology*, March 2003, p.288

〔原文〕

“King (1978) speculated about a mechanism underlying the augmentative effect and proposed a hypothesis, writing that “The use of the death penalty as a punishment deadens people’s respect for life by the state and thus increases the incidence of homicide.””

31 Hans-Jörg Albrecht (University of Dresden) “The Death Penalty, Deterrence and Policy Making”, *Death Penalty: A Cruel and Inhuman Punishment*, 1995, pp.35-36

〔原文〕

“Rather than identifying any deterrent effect of the death penalty, time series analyses of Japanese murder and execution data between 1959 and 1990 revealed the opposite: executions were followed by an increase in the

さらに、この傾向は日本固有に強いものです。

先ほどの坂元を和訳

「アメリカでは、日本よりはるかに多くの殺人が起こっている。したがって、アメリカの人々の生命尊重思考はすでに奪われているのであって、過去のアメリカの研究は残忍化効果を示さなかった。一方、日本は殺人はるかに少なく、日本の人々の生命尊重思考は殺人によって奪われているとは考えられない。〔中略〕死刑は、問題解決のために国がとる暴力的行為と認識されているが、この構造は殺人の頻度が少ない日本により当てはまりやすいと考える。」<sup>32</sup>終わり。

ということです。

最後にですね…拡大自殺に関してなんですけど… [時間切れ]

## ■質疑応答（内堀→前多）

内堀：はい、始めます。

前多：はい。

内堀：まず、アタックから聞いていきたいと思います。暴力団の話…

前多：はい。

内堀：ごめんなさい…その下の下…暴力団の話から聞いていきます。まず、暴力団が犯罪をするインセンティブがない、というのは、例えば、暴対法であるとか、使用者責任であるとか、そういう事によって、組長にまで責任が及ぶから、やらないようにやれ、って言っている…

前多：はい。

内堀：そうですね、OKです。で、その下の話なんですけれども、基本的に刑罰ってというのは、その…特に命を奪うものに関して、科学的証明がないと正当化できない、という話をしていきますね。

前多：そうですね、はい。

内堀：で、もう一つ確認したいんですけど、その二枚上のところで、無期懲役は事実上終身刑化しているんですよね。

前多：そうですね。

内堀：で、この…要するに、終身刑になっているということは、この人、死ぬまで牢屋にぶちこまれ続けると思うんですけども…

前多：はい、そうですね。

内堀：この、無期懲役、って、何か科学的な証明ってされてるんですか。

前多：科学的な証明、というのは？

内堀：いや、何が聞きたいかという、こういう、他の命に関わるような刑罰ってあると思うんですけども、それは、科学的に証明されているんですか。

前多：…え？命とかに関して…どういうことですか、ごめんなさい。科学的な証明ってというのは、何の科学的証明ですか。

内堀：だから要は…なんでもいいと思うんですけども…要は、抑止効果であったりだとか…

前多：ああ、無期…

内堀：暴力団に対してこれを当てているっていうことは、無期懲役は何らかの犯罪抑止効果について関係していると思うんですけども…

前多：えーと、無期が、暴力団に与える分析に関して、ですか。

内堀：うん…とか、何らか…はい。

前多：それに関しては言いませんけど、まあ、無期でも同様のロジックが…

内堀：無期はOKなんですか。でも、無期刑は存続していいんですか。

前多：無期刑は存続していいです。それは何でかという、無期刑ってというのは、まず、少なくとも、権力は命を否定していませんし、無期刑にしないと、その人が出てきて、再犯…犯罪を犯してしまう可能性があるわけですから、無期刑、っていうのは正当化される、っていう話を立論の段階からしています。

---

number of murders.”

32 前掲 Sakamoto, *et al.*, p.288

[原文]

“Murders are committed much more frequently in the United States than in Japan. Therefore, the respect for life by people living there has possibly been deadened already, and previous American studies have therefore not shown the augmentative effect. On the other hand, it seems unlikely that Japanese people’s respect for life is deadened with murders, because murder incidents are much more unusual in Japan. This lower incidence might be one of the reasons why the augmentative effect was obtained in this study. A similar explanation is also possible. Capital punishment itself may be regarded as a violent behavior performed by a country to solve problems. The modeling of this behavior might more easily occur for Japanese people, because the impression made by that violent behavior is made stronger by the infrequency of murder in Japan. Further research on these hypothesis is warranted.”

内堀：ああ、なるほど、OKです。で、その下に行ってもらって、モカンとかの研究が、問題がある、っていう理由は、どうしてでしたっけ。

前多：え、モカンですか。

内堀：はい。私たちの、執行が抑止する、という話で…

前多：はい、モカンの話っていうのは、最初の資料でも言っているんですけども、死刑執行のときに、犯罪者が死刑を認識するっていう部分の数値のところ、プラスに考えられていた、という話なんですけど、その結果から出されたもので、同じ分析を使ってやり直した結果、全然有意差がなかった…

内堀：何をどうやり直したんですか。

前多：その、数値の部分を変えた結果、その…

内堀：どう変えたんですか。

前多：ごめんなさい、そこに関してはわかりませんが…

内堀：わからない。OKです。で、ドノヒュー…その下の下のところで、ドノヒューさん、っていう人が、モカンさんの研究をやり直したら…

前多：違います。これ、ドノヒューさんたちの結果と一致して、ということなんで、やっているのはコバンディックさんです。

内堀：あ、コバンディックさん。で、これは何をどう検証したんですか。

前多：ですから、先程のモカン、ゲッティングさんで使われたデータを用いて…数値とかですね…を、見直して再計算した結果、抑止力は確認できなかった、っていう資料ですね。

内堀：なるほど、わかりました。時間がないので、そのまま終わります。

前多：はい。

## ■否定側第二立論：村上真悟（MUKT）

発生過程 A に対して。犯罪をするにあたって、死刑になるかどうかを考えない、ということをしていましたけれども、これは、暴力団員に当てはまるロジックではありません。

肯定側は、暴力団に関して、むしろ終身刑…事実上の終身刑化をしているから、無期刑でも大丈夫だ、ということをしていましたけれども、事実上の終身刑化って何なのかよくわかりません。具体的に何年かかるか、っていうのがわからないわけですから、仮釈放の可能性もあるので、抑止力ってのは十分だとは言えていないと思います。

で、更にですね、暴対法によって、うまく活動できなくなっているんだ、という話がありましたけれども、その代わりに、暴力団と同程度に危険な、半グレと呼ばれる集団が増加しています。

産経 WEST 2017 年 はじめ。

「暴力団対策法の相次ぐ改正や暴力団排除条例の制定により、包囲網が狭まる暴力団。その隙間を埋めるように裏社会で存在感を増したのが、「半グレ」と呼ばれる不良集団だ。暴対法などの規制を受けないため実態把握が困難なうえ、暴力沙汰や飲食店への「みかじめ料」要求など傍若無人で凶暴な振る舞いはヤクザ顔負けとされる。」<sup>33</sup>終わり。

そしてですね、この、暴力団のトップも責任を負うようになった、ということをしているんですけども、半グレっていうのは、誰がトップかわからないので、責任を問うっていうことはできません。

現代ビジネス 2013 年 はじめ。

「暴対法では暴力団を「指定」しないことには意味がないのだが、「指定暴力団」は、その暴力団の組員が組の威力を利用して生計の維持、財産の形成、又は事業資金を得させるため、組の威力を組員に利用させ、又はそのことの容認を実質上の目的とする団体であり、かつ組長の統制の下に階層的に構成されている団体である——などの条件が必要となる。半グレ集団は広く知られるように、誰がトップなのか明確でない。」<sup>34</sup>終わり。

そして、こういう半グレ集団っていうのは、もともとは暴力団が勢力を持っていた領域に対して、暴対法などの法規制をかいくぐって登場した集団なので、暴力団と同様にビジネスとして犯罪を実行します。

朝日新聞 2018 年 はじめ。

33 「「とんでもないワルだ」異名は”奄美の狂犬”再び暗躍する半グレ…暴力団の「実行部隊」指摘も」『産経 WEST』2017 年 10 月 2 日（<https://www.sankei.com/west/news/171002/wst1710020007-n1.html>）

34 「ハード・ノンフィクションの巨匠、溝口敦著『溶けていく暴力団』第三章「飛んでる半グレ集団」全文公開！」『現代ビジネス』2013 年 11 月 4 日（<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/37371?page=5>）

「半グレは金を持っている。我々とはビジネスパートナーだ」。関東地方の暴力団幹部は「半グレ」とも呼ばれる準暴力団との関係をこう表現する。定期的に情報交換をしているといい、金密輸や振り込め詐欺などの犯罪で連携することもある、と明かした。」<sup>35</sup>終わり。

そして、実際に殺人事件も起こしています。

日本ドットコム 2017

「実際に摘発された事件だけでも、振り込め詐欺やアダルトサイトの架空請求から、みかじめ料（用心棒代）名目の恐喝事件、暴行の末の死体遺棄事件、さらには拳銃による殺人事件など、本職のヤクザも顔負けの凶悪犯罪が並ぶ。」<sup>36</sup>終わり。

で、これ、じゃあプラン後どうなるかっていうと、現状では3人殺せば死刑になる、っていうふうに言われているんですけど、プラン後は何人殺しても死刑にならないので、犯罪に対する歯止めっていうのはなくなります。

ジャーナリスト 鷺見 2005年 はじめ

「死刑制度を廃止すれば、彼らに対する足かせがなくなり、凶悪犯罪が増えると考えるのが妥当ではないか。極論を言えば、現状では3人以上殺せばほぼ死刑になるが、死刑制度が無くなれば10人殺そうが20人殺そうが自分が死ぬことはないのである。」<sup>37</sup>終わり。

これに対しては、無期懲役でも抑止できるかもしれない、って話がありましたけれども、実際イタリアでマフィアに対抗した政治家が次々殺された、っていう話があるじゃないですか。だから例えば、暴対法とか、そういうふうには、暴力団の活動を制限するような、そういう法律を制定するような、暴力団にとって邪魔な存在っていうのは殺される、っていうことは普通にあり得るんじゃないかな、っていうふうに思います。

で、その次。Bの話に行ってください。Bのところ、肯定側は日本に対しての研究に…多くの研究によると、抑止効果はないんだ、ということを言っているんですけども、例えばですね、日本における実証研究でも、抑止効果っていうのは確認されています。

新潟大 秋葉 93年 はじめ。

「例えば非線形の弾力性（0.02）から、データの最後の年である1986年の数値で評価して計算してみると、この年にもし追加的な死刑が行われたら、それによって約17人（16.76人）の殺人が抑止されたであろうということが計算される。」<sup>38</sup>終わり。

で、これに関して、肯定側は、例えば、日本においては殺人事件、そんなに少ないから、残忍化効果とかあるんじゃないか、みたいな話をしてくるかもしれませんが、それって、結局ですね、抑止力がある、っていう研究もあるわけですから、数が…こういう分析っていうのを無視するべきではないと思います。

で、実際抑止効果について、賛否両論ある場合にはですね、複数の研究を統合して分析する、メタアナリシスっていう方法を使うべきです。

ドレクセル大学 ヤン 2008年 和訳

「抑止効果の方法についての論争は長い歴史をもっており、また、参加する研究者もそれぞれ手法が違い、方法論、観点、過程、人間の振舞いについての考え方が異なっている。こうした違いから、類似したあるいはまったく同一のデータをもとに、まったく異なる結論が出ることも驚くべきことではない。こうした背景に対して、1つのありうる解決策はメタ・アナリシスである。メタ・アナリシスは、抑止効果の仮説について複数の研究結果をまとめるために、数値のスコアを使ってすべての研究や情報を束ねる統計的な手法である。」<sup>39</sup>終わり。

35 「半グレはルールない、何でもあり」把握難しい準暴力団 『朝日新聞DIGITAL』2018年5月16日 (<https://www.asahi.com/articles/ASL5H5Q78L5HUTIL045.html>)

36 「シリーズ 日本のヤクザは今 「半グレ」と呼ばれる新たな暴力集団」 『nippon.com』2017年10月10日 (<https://www.nippon.com/ja/features/c04205/>)

37 鷺見一雄（司法ジャーナリスト）「1人殺しても無期懲役」という甘い死刑制度が日本を「犯罪ビジネス天国」に貶めている 『SAPIO』2005年6月8日 p.24

38 秋葉弘哉（新潟大学経済学部教授）『犯罪の経済学』多賀出版、1993年 p.327

39 Bijou Yang Lester (Drexel University) “The Deterrent Effect of Executions: A Meta-Analysis Thirty Years after Ehrlich” *Journal of Criminal Justice*, Volume 36, Issue 5, September-October 2008, p.458  
[原文]

“The debate over the deterrence hypothesis has a long history and involves scholars from several disciplines, each

で、その結果ですね、どういう研究手法をとるかによって、抑止効果についての結論が左右される、ということがわかっています。例えばですね、時系列研究とか、パネル研究と呼ばれる研究手法を使うと、抑止力がある、というのが、多数派の結論になっています。

同資料より

「このメタ分析における抑止効果の存在は、研究のタイプに依存した。統計的に有意な抑止効果は、時系列研究およびパネル研究において最も明確に見出された。対照的に、横断的研究、単回執行の影響に関する研究、新聞とテレビの報道の研究は混在した結果となり、抑止力や残虐行為の影響は統計的に有意ではなかった。」<sup>40</sup> 終わり。

ちなみに、横断研究っていうのはどういう研究か、っていうと、死刑の多い地域と少ない地域を比べて、犯罪率に差があるかどうかっていう研究で、時系列研究っていうのは、同じ地域で死刑執行が増えたり減ったりしたタイミングで、犯罪がどう変化するか、っていう研究です。

で、横断研究で抑止力がなかった、っていうのはどういうことか、っていうと、隣の国に比べて、自分の国は死刑をたくさんやっているから、犯罪をやめよう、みたいな、そういう意味での抑止効果はない、ということなんですけど、それ以外にも、自分の国が今まで以上に死刑を執行しているから、犯罪をやめよう、ということとは言えるんだ、ということと言えます。

同資料より

「なぜ時間次元（時系列およびパネルデータ）を組み込んだ方法論が抑止効果の証拠を与えたのか、横断的（地域に対する生態学的研究）はそうではなかったのか興味深い。時系列および断面研究の結果におけるこの違いは、他の分野（集団自殺率の社会経済的予測子など）で見られる（Lester & Yang, 1995 参照）。おそらく、個人は、異なる生態学的領域の他人と条件を比較するのではなく、自分のコミュニティの過去の条件に基づいて意思決定を行う可能性が高いでしょう。」<sup>41</sup> 終わり。

したがって、時系列によって、抑止効果はある、というのが一般的な見解である以上、これを取るべきだ、というふうに思います。

で、次。我々がですね、1NCの最後で追加した、特別抑止のリンク、これに関して肯定側から全く反駁がなかったの、これを1ARで伸ばしたとしても、Newです。で、これ、件数がよくわからないんじゃないか、とか、無期懲役でも抑止できるんじゃないか、みたいに言ってくるかもしれませんがけれども、無期懲役の仮釈放判断、というのはガバガバなので、無期懲役になって釈放された人が後に再犯を起こす、っていうのは頻発しています。

産経新聞論説委員 飯田 1993年 はじめ

「平成四年中に最高裁で死刑が確定した被告は四人いる。いずれも刑状は極めて悪く常識人ならば死刑判決もやむをえない、と考え、逆に無期懲役や有期懲役だったらおかしいと感じるのではないだろうか。〔中略〕四件のうち二件までが、一度人を殺して無期懲役を言い渡されながら仮出所の恩典を得て社会に復帰、再び凶悪な殺人を犯しているのである。」<sup>42</sup> 終わり。

---

of which has its own methodology, perspectives, assumptions, and beliefs about human behavior. Due to these differences, it is not surprising that similar and even identical data sets can lead to different and contrary conclusions. Against this background, a possible solution is to apply a meta-analysis to the studies, a statistical technique that combines information from all of the studies in order to summarize the results of research on the deterrence hypothesis using a numerical score.”

40 同上

[原文]

“The presence of a deterrent effect in this meta-analysis depended upon the type of study. The statistically significant deterrent effect was found most clearly for the time-series studies and for the panel studies. In contrast, the cross-sectional studies, the studies of the effect of single executions, and the studies of newspaper and television publicity gave mixed results, and deterrent or brutalization effects failed to reach statistical significance.”

41 同上

[原文]

“It is intriguing to ask why the methodologies incorporating the dimension of time(time-series and panel data) gave evidence for a deterrent effect, while the cross-sectional(ecological studies over regions)did not. This difference in the results of time-series and cross-sectional studies is found in other areas(such as the socioeconomic predictors of aggregate suicide rates)(see Lester & Yang, 1995). Perhaps individuals are more likely to make decisions based on past conditions in their own community rather than by comparing their conditions with that of others in different ecological areas.”

42 飯田浩史（産経新聞論説委員）「驕るな死刑廃止論」『諸君』Vol.25 No.3（1993年）p.171

このように、無視できない件数の犯罪が死刑によって抑止できている、っていうふうに考えます。

すいません。Aの話に戻って欲しいんですけども、実際、死刑が怖いから犯罪をやめる、っていう議論に対して、新しい類型を追加したいと思います。

例えば、ですけれども、一度人を殺した人にとっては、死刑は再犯を防止する効果があります。

作家 藤井 2009年 はじめ

「矯正現場で働く人たちからよく聞く話ですが、「次やったら死刑になるから再犯をしなかった」と語る受刑者も少なくはない。」<sup>43</sup>終わり。

で、こういう人たちっていうのは、一度刑務所に行って、それでもなお、少なくとも、死刑は怖いから再犯をしなかった、というふうに言っているわけですから、死刑固有の抑止力っていうのはあるんじゃないかな、っていうふうに考えるべきだと思います。

で、こういうのっていうのは、統計に現れないわけですから、Bとは切り離して、実際固有の抑止力[時間切れ]っていうのはあるんじゃないかな、って考えるべきです。

### ■質疑応答（前多→村上）

前多：はい、お願いします。

村上：はい、お願いします。

前多：まず、暴力団の話に対して、半グレと呼ばれる話がありましたよね。まず、この半グレ、ってどれぐらいいるんですか。

村上：半グレについては、ま、人数は明確には述べていないですけども…

前多：述べていないですよ。あと、もう一個、半グレが、今やっていないのは、死刑[相当犯罪]なんですか…半グレってそもそも、今やっているんですよ、何かいろいろ…そういう恐喝事件…

村上：まあ、一応やっている事件はありますよ。

前多：だから何…三人以上殺してしまう、っていうことですか。プラン後…

村上：三人以上…プラン後だったらどんどん殺すようになるんじゃないかっていう話です。

前多：なるほどなるほど。で、無期懲役でそれが防げない理由は、イタリアで実際に増加したから、っていう実証ですよ。

村上：まあ、事実としてはそういうものがありますし、無期懲役も、結局仮釈放の可能性っていうのはあるわけですけども…

前多：可能性があるから、っていうことですね。

村上：Cで追加した話でも言っているように、この判断っていうのはガバガバなわけですから、十分出ていく可能性っていうのはあると思いますけれども…

前多：わかりました。なるほど、わかりました。出ていかないんだったら…ありえますよね、そういうのは。

村上：仮に、本当に全く絶対出てこないんだったら、それはあるかもしれません。

前多：わかりました。ありがとうございます。じゃあ次、Bの、執行の話に対して、最初に秋葉93の話がありましたよね。これ何か、私たちが持っているんですけど、何か、アーリックモデルとか、っていうモデルをつかって、日本に当てはめた、という研究の結果、ということよろしいですか。

村上：まあ、そのまま使った、というよりも、日本にも使えるように変えました、ということは言ってますね。

前多：つまり、もともとアメリカであった、アーリックモデル、という犯罪モデルを使って、日本に変数を当てはめた結果、なかったよ、って言っているわけですね。

村上：いや、抑止力があつた、っていうことを言っています。

前多：ああ、あつたよ、って言っているんですね。わかりました。ありがとうございます。で、その次、メタアナリシスの話ありましたよね。で、このメタアナリシスっていうのは、要は、何でしたっけ…パネル研究がいい、っていう話でしたよね。

村上：パネル研究とか、時系列研究みたいに、時系列を組みこんだ研究だと、抑止効果があつた、っていうことですね。

前多：まず、あなた方が言っていた、ネイシ・モカンの話は、パネル研究ですね。

村上：まあこれは、パネルですね。

43 森達也（映画監督・作家）、藤井誠二（ノンフィクションライター）『死刑のある国ニッポン』河出文庫、2015年（原著2009年）p.136

前多：はい、パネル研究。で、その次、パネル研究がいい理由として、最後の資料で、何か、自分のコミュニティ、っていうところがあったと思うんですけども、最後の一文を読んでいただいていいですか。

村上：最後の一文…「自分のコミュニティの過去の条件に基づいて意思決定をおこなう可能性が高いでしょう」

前多：高いでしょう、って言っているわけですね。つまりこれは、パネル研究が抑止力があったから、その理由を考えた結果…この人が考えた結果、こういう理由があるのではないか、って、この人が言っているわけですよ。

村上：まあ、人間の行動として、自分のコミュニティに気を払う、というのは普通のことなんじゃないかな、というのは思っていますけど…

前多：なるほど、わかりました。

村上：少なくとも、他の国と比べるよりは、あり得るんじゃないかな、と思っています。

前多：で、えーと、それは具体的には、どれくらいの研究があるんですか、その、パネルデータによって、抑止力があった、っていうのは。

村上：この人、確か、けっこうな研究を調べていて、確か、百ぐらいは調べていたと思います。

前多：全体でいくつのうち？

村上：全体…

前多：ああ、百のうち、どれくらいあったんですか。

村上：百のうち…まあ、数字というよりは、あくまでまあ…パーセントはわからないですけども、傾向としてそういうのが見られた、という程度には、あったんじゃないでしょうか。

前多：なるほどなるほど。わかりました、ありがとうございます。で、何でしたっけ…じゃあ次、最後、ガバガバだ、っていう話がありましたよね。この話っていうのは、死刑になりそうだったのに、死刑にならなくて、その後無期で、出てきて凶悪な犯罪をした、っていう例ですね。

村上：はい。だから無期懲役の判断、仮釈放の判断、っていうのは、信用できない、ということですね。

前多：わかりました。ありがとうございます。じゃあ、以上で終わります。切ります。

## ■否定側第一反駁：極山大樹（MUKT）

始めます。じゃあ否定側のフローから行ってください。

彼らはですね、Aの話に関して、科学的証拠が必要なんだ、っていう話があったんですけども、1点目として、じゃあ一体どこまでのラインっていうのが、彼らの想定している科学的証拠なのか、っていうところが全然言えてなくて、我々だって、死刑が廃止した前後を比べて、殺人率が変化した、ということちゃんとイタリアで言っているわけですから、これでは不十分なんだ、っていうことをかれらがちゃんと証明しなければならない。ということ考えると、これだけのエビデンスをもって、イタリアのケースの否定はできていなんだ、ということを確認してください。

で、次、Bの、執行の話ですね。執行の話に関して、何か…3点目あたりですかね…簡単に結果が変えられる、っていう話を言っていたんですけども、結局これは、個別的なものがそうだ、っていう話であって、我々がメタ分析でちゃんと証明している、っていうところを当てておいてください。

じゃあ次、肯定側のフロー…残虐化の話に行きましょう。…残虐化の話ですね。まず、1点目で、残虐化がある、っていう話がしていたんですけども、1点目として、これはロジックに無理があると思います。2点目として、残虐化効果で犯罪をするような人間っていうのは、死刑のあるなしに関わらず、人を殺します。

ノースイースタン大 バウアーズほか 93 和訳

「t-3の時点における死刑の影響に関して一貫して負の係数しか見出されないという事実は、少なくとも、死刑の刺激効果によって殺人を行った者たちの内のいくらかは、どちらにしろ殺人を犯すものあって、死刑の影響はそれを早く行わせるに過ぎないということを示唆する。この事実は、残虐化効果はすでに殺人に踏み出そうとしている人たち、自らの行為の正当性を確信し、計画と武器を持ち、そして何より殺す相手を思い定めているような人たちに特有のものであるとする考えを支持するものである。」<sup>44</sup>終わり。

44 William J. Bowers and Glenn L. Pierce, "Deterrence and brutalization: what is the effect of executions?", *A capital punishment anthology* Victor Streib (Editor), 2003, pp.86-87

〔原文〕

"The fact that we see a consistently negative (though statistically nonsignificant) coefficient for the effect of executions at t-3 at least suggests that some of those who were stimulated to kill by the occurrence of an execution would have done so anyway, but did no sooner because of the execution. This intends to confirm the notion that the brutalizing effect is specific to the person who has reached a state of "readiness to kill", in which the potential killer has a justification, a plan, a weapon, and above all a specific intended victim in mind."

ということで、残虐化、っていうのは、もうすでにやろうとしている人を強めるだけに過ぎない。

で、次。彼らの言っていた2点目の話ですね。実際に殺人が増加したっていう話なんですけれども、1点目として、これは、どういった研究をどうやってやったのか、っていうところが全然証明できていない。で、2点目として、そこに関しては、我々が2NC段階で言っているように、秋葉のエビデンスっていうのが、しっかりと、いろんなちゃんとした実証研究を行った、っていうことが証明できているので、これに関しては優位性がある。

で、3点目に言っていた、アメリカと違う理由っていうのが、何か、殺人率の有無だ、っていう話をしていたんですけれども、まず1点目として、本当にアメリカの方が殺人率が高いのか、っていうところ、このラウンドで全く出てきていませんから、証明が足りない。で、2点目として、アメリカといっても、例えば、いろんな州があるわけですから、それを統合して「アメリカだ」っていうのは変な話だと思います。で、3点目として、彼らの想定している殺人率というのが、一体どれほどに達したら残忍化とかがでなくて、どの水準だったら残忍化が出るのか、みたいなところって、結局適当だと思っっていて、何を規範形成と呼んでいるのか、っていうのがわからない。だから残虐化は取れない、ということがわかります。

じゃあ次、肯定側のフローへ行きましょう。

肯定側のフロー、一番論点になっていたところとして、彼らがCで挙げていた基準です。すなわち、死刑が正当化されるのは、再犯のように具体的な因果関係がある必要がある、というところを、まず確認してください。で、そこに関して、まず1点目として、彼らは、ちゃんと立証したように言っているんですけれども、実質的な理由って、全然証明できていないと思っっていて、生命大事だ、ぐらいしか、多分、結局のところ、言えていないと思うんですよね。実際に、なぜ緊急性というようなところの基準というのを、他の刑罰と一線を画して、それを取らなければならないのか、という、具体的な実証…証明ができていない。で、2点目として、我々が、それに関しては1NC段階で言っているように、刑法っていうのは規範形成の役割とか、抑止力の話もあるんだから、そういった役割も認められるべきなんじゃないか、っていう話を、述べていると思います。で、実際に我々が例として出した介護殺人みたいなもの、っていうのは、まさに、動機が異なるわけですから、わざわざ閉じ込めておく必要はないですよ、っていう話を言っている限り、そういったことが認められると思います。

で、実際に最高裁においても支持されているんだ、っていう話も伸ばしてください。彼らはここに関して、理由がないって話を言っていたと思うんですけれども、少なからず、学者がこう言っているから、っていう理由だけで取るべきではない。最高裁もこういった、客観的な判断をして、正しい、っていうことを言っているんだ、っていうことを残しておいてください。

で、一番大事なものは、彼らは、死刑にも、再犯を予防する効果がある、というところを落としている。だからすなわち、彼らの基準に則ったとしても、再犯防止、という観点から、死刑は正当化される、ということが言えている。この時点で死刑が正当化されます。

じゃあ、最後ですね、拡大自殺の話に関しては、少なからず、我々の話がドロップされていると思っっていて、彼らは何か、11.5パーセントが起きた、みたいな話を言っているだけなんですけれども、実際に拡大自殺をするような人っていうのは、別に死刑がなかったとしてもやるだろう、っていうようなことを、ロジック段階でも、実例段階でも、証明している以上、やはり拡大自殺っていうのは、死刑固有で起こっていると考えるべきではない、ということが言えると思います。

で、えーとですね…そこで、最終的にまとめていきたいところとして、彼らは、これからですね、何か、生命権が重要だとか、っていうところとか、あと…何だろう…功利主義的に考えてはいけない、みたいなことを言っていると思うんですけど、結局のところ、そこに依拠しているのが、生命権が重要だ、っていうだけの話であって、最終的に、他の…少なくとも、抑止によって救われる人だって、無事の命なんだから、そこも、やはり考慮すべきだろう、っていう、我々の話自体は否定されていないんだ、ってことを確認してください。

終わります。

## ■肯定側第一反駁：園山幸一（前園）

はい、暴力団の話から。まずこれ、暴対法で暴力団がおとなしくなった、という事実は否定されていません。で、半グレが代わりにやる、と言っていましたけれども、まず1点目として、半グレに殺人をするモチベーションがどれぐらいあるのか、オンリーワンケースしか示していない。2点目として、このオンリーワンケースが、もし本当にですね、普遍化できるんだったら、彼らが言っている固有性のエビ…彼らが発生過程で言っていたエビデンスのように、暴力団とか、こういう人たちって、計算

して、分担してやる、と言っていましたよね。ということは、現状だって、普通に分担しちゃうえば、一人だったら殺す、っていうことを認めているわけですから、現状だって殺しちゃうわけです。だから、少なくともプラン後、何人も何人も殺すようになる、みたいなところのモチベーションまで、彼らは証明する必要があったけど、そこまで証明はしていない。

で、3点目として、仮にそういうことがあったとしても、それはあるかもしれないね、ぐらいの話であって、私のパートナーが2ACで読んだ葛野さんのエビデンス、「科学的な証拠がなければいけないんだ」っていう話を伸ばしてください。結局彼らが言っていた話って、イタリアで増えた、とか、そういう、半グレがやったんだよ、としか言っていないくて、それがどういう要因でやったのか、っていうところまで証明しなければいけない。で、これ、どれ位の基準か、って言っていましたけれども、少なくとも、他の要因か、死刑の要因なのか、わからないぐらいのところの水準では、絶対に命を奪うためにはだめ、ということとは言えると思いますので、これは絶対、論題を否定するまでにはなっていないと思います。

次、秋葉さんのエビデンス。これ、質疑で確認した通り、アーリックの話だったんですけども、このアーリックモデルっていうのは、元のモデルとしてそもそも非常に問題があるし、逆の研究結果も出ているぐらい曖昧なものなので、採用しないでください。

法哲学者、小林、1994年

「死刑の犯罪抑止力を証明するものとしてしばしば引証されるアーリックの論理も、統計手法の技術的問題のほかに、死刑の犯罪抑止力を考えるにあたっては次のような本質的難点がある。まず、犯罪者を効用最大化者として設定し、コスト計算を行って有利な場合に犯罪を犯すと仮定している。そして、殺人で逮捕・収監されても資産が被害者から加害者に移転するとして犯罪行動関数を定式化している。さらに、抑止力を無期・終身刑との比較においても分析していない。また、アーリック理論を仮に正当であるとしても、日本に適用して死刑の犯罪抑止力を否定する研究もある。」<sup>45</sup>終わり。

ということで、二つの…こういういろんな観点から間違いで、実際に我々が…パートナーが言ったように、要は、こういうものっていうのが、死刑と他の刑罰との関係を考えていなかったりとか、曖昧だっていうことは、取っちゃいけないんだ、ということを行っているわけだから、こういう資料も、絶対だめです。

次、メタアナリシスの話に行きます。メタアナリシスが優れていると言っているのは、これ、AとBだったら、メタアナリシスの方がいい、って言っているだけの話で、これだったら、証明できている、っていう話とは別問題。で、2点目として、この、メタアナリシスが優れている、っていうのも、我々はやってますよね、実際、メタアナリシス。2ACの四枚目のエビデンス、ゲリッツェンさんのエビデンスで、メタアナリシスをやっている、っていうふうに言っている。しかも、このエビデンス、何を言っているかっていったら、この、メタアナリシスのものも、実際に見てみたら、ちょっと変えただけですぐ変わっちゃうようなものなんだからだめだ、っていうふうに言っているわけだから、彼らのエビデンスは全く反論になっていない。

次のエビデンスで、時系列データの方がいいんだ、みたいなことを言っていたんだけど、これは単に、時系列データが抑止力を確認できた、と言っているだけで、時系列データだったら抑止力がある、ということを行っているに過ぎない。で、これが何で妥当なのか、っていうことは言っていないし、実際に、こういった一つ一つのデータっていうのは、結局、我々が2ACで言ったように、一個一個、執行のリスクとかが間違っって計算されているものだから、当てにならない、っていうことを言っているわけです。だから集めたところで無駄。

次の話で、仮にですね、こういったものが、自分のコミュニティの過去の考え方が正当化されるっていうふうに言っていましたけれども、これ、まず質疑で確認した通り、「でしょう」って言っているんですね。推量の助動詞「う」ですよ。だから、こういうことを考えると、やっているかどうか、っていう問題からして、研究、全部はしてませんよね。だから、アンケートとかでもできるはずなのに、本当に死刑のことを、過去から考えた、っていうことを、彼らは、何も証明していない。結果ありきで、先に見て、これは抑止力、きっとこうですよ、っていうふうに言っているに過ぎないから、結局こういったものによって死刑を正当化することはできない。

次、パウアーズの話で…残忍化の方ですね。何か…結局やっちゃうんだ、みたいな話がありましたけど、これ、いくらかはやっちゃうっていうふうに言っているだけで、全員が全員そうじゃないって言っているから、ターンは全然残っている。

45 小林和之（法哲学者）「不合理な選択としての死刑——「神々の戦い」の前に」『法哲学年報』1994年 p.175

次の話で、藤井さんのエビデンスを追加されていましたね。何か、思いとどまった人がいるって言うてましたけど、これ、ディストーションです。後半の部分、ちょっとちゃんと読んでください。続きを読んで行きますよ。

「矯正現場ではたらく人たちからよく聞く話ですが、「次やったら死刑になるから再犯をしなかった」と語る受刑者は少なくないそうです。でも聞き取りデータはない。いずれにしても人の命を天秤にかけるほどの抑止力はないとっていいと思う。」<sup>46</sup>

って、彼が言っています。だからだめですね。はい、ということです。

次、肯定側のフローシートに移ってください。肯定側のフローシート、確認してほしいんですけども、まず何か、我々がドロップしたとあって、言われているけど、これ、我々が…2ACで言っていますよね。そもそも、仮釈放を認めない形に変わってきている、というふうに言っています。で、彼らのエビデンスって、何か、四件の死刑を見て、二件がそうだ、って言うているだけで、まずこれ、過去の話ですし、今どうなっているかっていう、運用の話ではない。で、運用を語るにしては、母数が少なすぎるから、結局終身刑、ということとは言えない。で、3点目として、こういうことによって、別の手段で対策できるのに、なんで殺すの？っていうことを、我々は言っているわけだから、仮に一件とか…出てきたって、殺人する人が1パーセントだったとしても、残りの全員を殺す理由には、全然なっていない、ということです。

で、最高裁が判決が、合憲だ、というふうに言っていたけれども、これ、合憲だ、って言っているのが、なんで合憲なのか、っていう理由が全然示されていない。で、何を言っているかっていうと、公共の福祉によって正当化できる余地がある、でも、その公共の福祉について、どう考えなきゃいけないか、っていうのを、我々がケースで示しているわけです。そして、それは単に利益のために制限してしまったら、人権が権力に抵抗するということができなくなっちゃうから、そういう、[時間切れ] 功利主義的な考え方じゃなくて、守れるようにしなきゃいけない、っていうふうに言っている。だからだめ。

## ■否定側第二反駁：内堀翔一郎（MUKT）

始めます。デメリットから行きましょう。

デメリットに関して、僕たちが最終的に伸ばしたい論点は、僕たちが2NCで追加した、メタアナリシスの論点です。

彼らは、パネルデータとか…僕たちが読んだ、ヤンの三枚目のエビデンスの最後のところが、推量に過ぎない云々って、ケチをつけてきましたけども、少なくとも、こういうふうに説明し得るといことは認められているし、2点目として、横断的研究では、否定されている、というところを重視しろ云々、という話もしていたけれども、少なくとも、ここで僕たちが強調したいところは、一つの研究方法によって、すべての問題が解明されるわけではないわけで、しかも、その個々の研究それぞれにもケチをつけられる余地があるかもしれない、それは僕らも認めています、と。2ACで言った通り、確かに、データセットに関して、少しモデルをいじるとちょっと結果が変わってきちゃったりする、というところは、僕らも認めましょう、と。

で、ここで大事なことは、そういうふうに、いろいろなエビデンスが出てきたときに、どうやって決着をつければいいんですか、っていう話、それがメタアナリシスであること。それは否定されていない。で、ここで大事なこと、それによって傾向性が出てきていて、時系列であるとかパネルデータにおいては、有意な執行の効果が出ていた、ということ、これも否定されていない。で、これが、どうして意味があることなのか。パネルデータ研究によってわかることは何か、というと、パネルデータによってわかることは、要は、過去の状況とか、死刑の執行状況によって、犯罪がどう変わったかを検討するってというのが、時系列であったり、パネルデータ研究であるから、過去の事例などを参照したことを…で、横断的研究では、出なかった、と。これはどういうことかっていうと、要は、隣の国…例えば、中国ではめっちゃめっちゃ死刑を執行しているけど、日本では執行しないから、人を殺したろ、みたいな、そんなことは発想しないでしょう、みたいな。それはそうだと思っていて、それは、横断的研究でわかったこと。で、パネルデータとか、時系列研究でわかったことは何か、っていうと、過去の人…過去の、死刑執行とかの状況を考えて、行動することがある、と。それによって、抑止効果が働いているんだ、と。そういうことについては否定されていないから、一定程度抑止効果は認められると考えるべきでしょう。で、これはまあ、彼らの言っている、科学的証拠の基準、とか、まあ、よくわからないですけど、それにも合致していると思うので、一定程度DAは評価できる。

46 森達也（映画監督・作家）、藤井誠二（ノンフィクションライター）『死刑のある国ニッポン』河出文庫、2015年（原著2009年）p.136

その上で、ケースサイドに行ってください。

彼らは、生命権の論点というものを、まだ完全に正当化しきれていないと思います。少なくとも、まず最初に、理由の2個めの、無差別殺人とか、そういうことに関しては、僕らが1NRで言った通り、ロジックも厳しいし、実際に廃止国でもやっている、というところから、取れない。

次に、生命権の論点に関してなんですけれども、要は、Cのところ为重点になってきていると思って、彼らはですね、誰かの権利を侵害しないように、最小限のことをやるのが刑罰であって、っていうふうな類型で説明をしていた、しかし、これは最終的に全く説明になっていないと思っていて、1点目として、僕たちが質疑段階からずっと確認してきたこと、介護殺人って、介護疲れから殺しているんですけど、また殺すんですか、みたいなどころ、が、全く説明されていないというふうに、この説明では刑罰理論というものを全く説明できていない、と。代わりに僕たちが出したことは何かっていうと、応報的な側面である…1NCの話。ここで何が大事かという、これ…刑罰というのは、やったことに対して、それに見合った価値のことをやる、っていうのが刑罰である、ということ。例えば、これだったら、介護殺人も説明できる。なぜなら、人を殺しているから。人を殺したことに對して、罪を与える、ということに対しては、全く説明できているわけ…私たちの理念の方がいい、ということ。

で、その上で…ここで大事なことは、生命を奪ったら、生命を奪い返さないといけない、というところであるから、これは死刑を存置する理由になる、と。ここで、まず否定側にポートできる。

で、その上で、その下に行ってください。特別抑止の論点が、彼らはドロップしている。で、最高裁の論点とか、特別抑止のどこを見ていきたいと思うんですけれども、例えばですけれども、その人が反省したら釈放しないとけないとか、云々とか、そういうことを言っていたんですけれども、そういうことを…でも、それでも再犯をしちゃうかもしれないからこそ、殺さなければならぬんだ、という、特別抑止の論点が、1NC段階からドロップされている。彼らは、無期懲役の運用の、今の話をしていない云々と言っているものの、無期懲役の運用の仕方をしくってしまえば、こういうことが発生するんだ、というリスク自体は否定されていないし、過去にやっているんだ、というところも否定されていない。だから、そういうところを考えるならば、特別抑止の観点からも、死刑というものは正当化される。もう二度とその人に犯罪させない、という、彼ら…必要最低限のために、死刑が必要なんだ、というところも認められている、というところ。

最後に、最高裁の論点なんですけれども、最高裁、彼らは何か、理由がない云々というところを難癖つけてきたんですけれども、私たちのエビデンス、ちゃんと聞いてたのかな、って思うんですけれども、例えば、特別予防の観点だとか、一般予防の観点だとか、そういうところから理由をつけて説明をしているエビデンスなんだから、これは、理由がないとか、そういうことじゃなくて、日本の法体系上、こういう観点からは、死刑が正当化できる、というのがわかっているんだから、[時間切れ]特別抑止で否定側にポートすべき。

以上です。

## ■肯定側第二反駁：前多啓一（前園）

立論の…私たちの立論のリンクっていうのは、全く切れていないと思います。我々の立論を見てください。まず、権力が好き勝手やれないように、人権というものを作っているのだから、犯罪者にも人権があるんだ、ここは完全に認められています。だからこそ、それっていうのは…それを制約するんだったら、最小限じゃなきゃいけないし、公共の福祉っていう、ちゃんとした理由がなきゃいけないんだ、ここに関して、全く彼らは反論していません。じゃないと、多分拷問とか、利益のためにやっちゃいますからね。ですから、ちゃんとそれを否定するんだったら、否定するなりに、理由を示さなければいけないんですけど、彼らはそれが全然できていない、っていう話をします。

Cの正当化の部分を見ていただきたいんですけど、やっぱり、結局のところ、その人が生きていて、それが誰かの生命権を侵害しているっていう、そういう、公共の福祉とのぶつかりがあるからこそ、証明されるんだ、と。だけど、彼らはそういう話は何もしてませんよね。抑止力についてだって、再犯についてだってそうです。再犯だって、だって結局のところですね、その人を殺す必要まで、彼らは証明していないわけじゃないですか。だから、結局のところ、その部分というのは残っている。

で、じゃあ仮に再犯が残ったとしても、その、残り何パーセントかもわからない部分に対して、残りの人々を殺すんですか、っていう話について、彼らは全く証明していませんから、結局やっぱり、この、生命権の話、抑止が仮に立ったとしても、その人を殺さなければいけない理由を、彼らは示していないから、この段階でアファに投票できるっていうところを確認してください。

その上で、抑止力があるのか…ごめんなさい…最高裁の話に関して、いろいろ引っ張っていたんですけど、最高裁の話っていうのは、何か、みんなの利益のためならいいんじゃないか、っていう話をしているだけで、結局だから、こういうのがいけないんだ、っていう話なんです。だからその、全体の利益のために、一人の人を殺してしまえっていう、これがだめだからこそ、人権が生まれたんであって、こういう考え方に則ってはいけないんだよ、って我々は述べていますから、この最高裁の話っていうのは理由がない以上、取れない。なので、やっぱり肯定側の話が取れると思います。

次、じゃあ、否定側の話を見てください。犯罪が増えるのか、減るのか、のところについて。

まず、暴力団についての話に関しては、ここは完全に肯定側第一反駁をスルーされていますから、ここを引っ張ってください。結局、半グレがどれぐらいあって、プランを導入した後にどれだけ増加するのか、っていう部分に関して、ここでは何も証明がない。で、彼らが唯一挙げていたのはイタリアの話なんですけど、これは統計分析じゃないから、たまたま上がったかもしれない。こういったように、たまたま上がったかもしれないぐらいの論理で、死刑囚の命を奪ってはいけないっていう話を、我々は、最終的に葛野さんの資料で言っている、と。曖昧なもので肯定してはいけないんだ、この話を引っ張ってください。ですから、ここは取れない。

次、で、何か、藤井さんの話もあったんですけど、これ、ディストーションの話も引っ張ってください。結局のところ、やっぱり抑止力っていうのは証明できなかったんだ、っていう話なんです。だから、暴力団っていう…彼らは…例を挙げていますけど、結局のところ…ここで、我々の立論のDの一枚目を見ていただきたいんですけど、結局のところ、ほとんど突発的に行われるんだ、っていう話、この話は、少なくとも残っていますよね。で、これを踏まえた上で、その後の、執行による部分を見ていただきたいんです。で、彼らが一生懸命パネルデータ、パネルデータ、って言っていたんですけど、我々の反駁をそもそも返してなくて、2ACの話を見ていただきたいんですよ。そもそも、我々は、立論段階で証明しているように、突発的に犯罪を行うんだ、っていう話をしているわけです。

だから、そもそも死刑のことを考えない人がほとんどなんだ、っていう話、ここ、完全にドロップされていますよね。だからこそ、彼らが言ったような…パネルデータ、ですか…ネイシ・モカンの話とか、っていうのも、こういったデータっていうのは、結局、そういうふうに、犯罪者が、犯行を行うときに、死刑のことを念頭に置く、っていう部分を、プラスに評価していたから、起こったものであって、その部分を訂正したら、なかったんだ、っていう話、ここに関しては残っていますよね。だから、パネルデータ云々以前に、そもそも前提として、それがおかしいんじゃないか、っていう我々の主張が通ってませんから、そもそも、パネルデータをいくら積んだところで、犯罪抑止力を立証したことにはなりません。だから、結局のところ…さらに、仮にこれが取られなかったとしても、我々が言っているように、メタアナリシスをやった結果、指標だとか、その他のものだとか、っていうのは全くできなくて、結局そういった一つの変数だとか、っていうのをちょっと動かしただけで、増加したりとか、減少したりとか、そういう部分に影響してしまう話なんだ。だから、結局、抑止力っていうのは、彼らは全然科学的に立証できていないんです。

で、これを踏まえた上で、先程の葛野さんの資料をもう一度引っ張っていただきたいんですけど、やっぱりこういう部分では、全然死刑の…死刑囚の命を奪う正当化には、全然なっていない、という話です。

次、さらにですね、死刑には、残忍化効果っていう話があるんだ、っていう話、ここに関しても、彼らの…話は残っています。結局のところ、彼らが挙げていた研究っていうのは…結局、いずれは犯罪をする、って言うただけであって、その、何か…そのうちのいくらかが…研究対象のうちのいくらかが、その後やる、って言っている話を言っているだけで、やっぱり残忍化の効果自体は否定されていませんよね。だから、やっぱりプランを導入した方が、犯罪が減るっていう可能性もあるわけですし、こんな曖昧なデータの元に、プランを導入してはいけないと思います。

以上です。終わります。